平成２３年（フ）第９９８５号
東京都足立区西保木間４丁目１－１－306
債務者　藤田　春世
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９８８号
東京都府中市若松町３丁目25－３－104
債務者　川島　直美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９８９号
千葉県習志野市東習志野２丁目４－１－503
債務者　高橋　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９１号
東京都板橋区幸町39－３　西村荘２階２号
債務者　越阪部常二
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９２号
東京都板橋区幸町39－３　西村荘２階２号
債務者　越阪部　裕
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９３号
東京都足立区舎人５丁目３－12－202
債務者　田中　辰巳
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９９号
神奈川県横浜市磯子区森６丁目５－21　エクラタンＢ－101
債務者　高橋　将太
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００００号
埼玉県春日部市緑町６丁目９－１－404
債務者　荒木富士子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００００５号
東京都北区赤羽西３丁目10－８－207
債務者　齋藤　　晃
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００００８号
東京都品川区西品川２丁目15－５　コートＫ・Ｂ棟204
債務者　植松　　滋
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６号
横浜市磯子区汐見台３丁目４番地　3408棟844号
債務者　関澤　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５３号
神奈川県海老名市上今泉４丁目15番16－202号
債務者　大野　浩行
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０６号
静岡市駿河区曲金６丁目８番32－703号
債務者　鈴木　正己
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０８号
静岡市葵区昭府１丁目５番８号　昭府スカイハイツ201号
債務者　古川　美紀
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８３号
神奈川県大和市下鶴間1608番地１　コーポレート中央林間２－405号
債務者　春本　幸洋
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部